

国立大学法人岩手大学事務組織規則

平成20年3月24日 制定
令和7年2月28日 最終改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第25条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の事務組織について定める。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に学務部、研究・地域連携部、法人運営部及び基金室を置く。

(学務部)

第3条 学務部に次の5課を置く。

- 一 学務課
- 二 地域協創教育課
- 三 学生支援課
- 四 入試課
- 五 国際課

(研究・地域連携部)

第4条 研究・地域連携部に次の2課1室を置く。

- 一 研究・地域連携課
- 二 研究支援課
- 三 釜石キャンパス事務室

(法人運営部)

第5条 法人運営部に次の6課を置く。

- 一 総務広報課
- 二 人事課
- 三 学術情報課
- 四 財務課
- 五 経理課
- 六 施設課

(学部事務部)

第6条 学部に次の事務部を置く。

- 一 人文社会科学部 人文社会科学部事務部
 - 二 教育学部 教育学部事務部
 - 三 理工学部 理工学部事務部
 - 四 農学部及び獣医学部 農学系事務部
- 2 教育学部事務部に附属学校事務室を置く。

(監査室)

第7条 本学に監査室を置く。

(戦略企画・評価分析室)

第8条 学長の下に置かれる経営企画本部に戦略企画・評価分析室を置く。

(グループ)

第9条 第2条から前条までの課、室、事務部及び事務室に別表1に定めるグループを置く。

第3章 所掌事務

(学務課)

第10条 学務課においては、次の事務を行う。

- 一 教養教育に係る企画・実施に関すること。
- 二 専門教育に係る企画・実施に関すること。
- 三 大学院教育に係る企画・実施に関すること。
- 四 学生の修学支援に関すること。
- 五 学業成績の記録及び管理に関すること。
- 六 学務情報システムの維持及び運用支援に関すること。
- 七 総合科学研究科運営委員会その他の会議、予算の運営及び中期計画に関すること。
- 八 地域創生専攻教授会その他会議、予算の運営及び中期計画に関すること。
- 九 教学マネジメントセンターに関すること。
- 十 教員養成支援センターに関すること。
- 十一 その他学務課が庶務する会議に関すること。
- 十二 その他学務に関すること。

(地域協創教育課)

第10条の2 地域協創教育課においては、次の事務を行う。

- 一 地域協創教育に係る企画・実施に関すること。
- 二 キャリア教育の推進及び学生のキャリア形成支援に関すること。
- 三 地域協創教育センターに関すること。
- 四 地域社会教育推進室に関すること。
- 五 その他地域協創教育に関すること。

(学生支援課)

第11条 学生支援課においては、次の事務を行う。

- 一 学務部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 学生支援に係る企画及び実施に関すること。
- 三 入学料及び授業料の減免又は徴収の猶予等に関すること。
- 四 学生の奨学金に関すること。
- 五 学生の福利厚生に関すること。
- 六 学生の課外活動に関すること。
- 七 学生寮、学生会館、課外活動施設及び体育施設の管理運営に関すること。
- 八 学生及び学生団体の指導助言に関すること。
- 九 学生の顕彰及び賞罰に関すること。
- 十 学生特別支援室に関すること。
- 十一 保健管理センターの庶務に関すること。

- 十二 学務部、教学マネジメントセンター、地域協創教育センター、教員養成支援センター、保健管理センター、国際教育センター、地域社会教育推進室及び総合科学研究科職員の服務に関すること。
- 十三 その他学生支援に関すること。
- 十四 その他学務部の他の課の所掌に属しない事務に関すること。

(入試課)

第12条 入試課においては、次の事務を行う。

- 一 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 学生募集及び入学試験に関すること。
- 三 入学者選抜方法の改善に係る企画立案に関すること。
- 四 入学者選抜に係る調査及び広報に関すること。
- 五 入試情報の提供等に関すること。
- 六 その他入学者選抜に関すること。

(国際課)

第13条 国際課においては、次の事務を行う。

- 一 外国の大学等との国際交流及び企画に関すること。
- 二 地域等との国際交流の連携に関すること。
- 三 外国人留学生の受入れに関すること。
- 四 外国の大学への日本人学生の派遣に関すること。
- 五 外国人留学生の生活指導等に関すること。
- 六 国際教育センターに関すること。
- 七 国際交流会館に関すること。
- 八 その他国際交流・連携に関すること。

(研究・地域連携課)

第14条 研究・地域連携課においては、次の事務を行う。

- 一 研究推進のための基盤整備及び地域連携に関し、企画し、総括し、連絡調整すること。
- 二 研究公正に関すること。
- 三 安全保障輸出管理に関すること。
- 四 遺伝子組換え生物等実験、研究用微生物の取扱い、動物実験及び人を対象とする研究倫理審査に係る事務に関すること。
- 五 自治体等との連携事業に関すること。
- 六 銀河オープンラボの管理、運営に関すること。
- 七 研究員等の受入れに関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 研究支援・産学連携センター、地域防災研究センター、平泉文化研究センター、ものづくり技術研究センター、次世代アグリノベーション研究センター、分子接合技術研究センター及びR I 総合実験センターに関すること。
- 九 研究・地域連携部、研究支援・産学連携センター、地域防災研究センター、平泉文化研究センター、ものづくり技術研究センター、次世代アグリノベーション研究センター、分子接合技術研究センター及びR I 総合実験センター職員の服務に関すること。
- 十 その他研究・地域連携部の他の課の所掌に属しない事務に関すること。

(研究支援課)

第15条 研究支援課においては、次の事務を行う。

- 一 研究支援及び産学連携に関すること。
- 二 研究支援・産学連携センターに関すること（研究・地域連携課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 奨学寄附金、受託研究、共同研究及び受託事業に関する事。
- 四 科学研究費補助金及び各種学術奨励金等に関する事。
- 五 第3号及び第4号に係る収入及び監査に関する事（経理課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 寄附講座及び寄附研究部門に関する事。
- 七 共同研究講座及び共同研究部門に関する事。
- 八 発明等知的財産に関する事。
- 九 その他研究支援に関する事。

（釜石キャンパス事務室）

第16条 釜石キャンパス事務室においては、次の事務を行う。

- 一 釜石キャンパスの管理、運営に関する事。
- 二 釜石キャンパスにおける学生に関する事。
- 三 三陸水産研究センターに関する事。
- 四 その他釜石キャンパスに関する事。

（総務広報課）

第17条 総務広報課においては、次の事務を行う。

- 一 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- 二 渉外に関する事。
- 三 秘書業務に関する事。
- 四 式典その他諸行事に関する事。
- 五 役員会その他諸会議に関する事。
- 六 職員の出張に関する事。
- 七 危機管理及び危機対策に関する事。
- 八 広報に関する事。
- 九 同窓会活動の支援に関する事。
- 十 監事室に関する事。
- 十一 学則その他の諸規則の制定及び改廃に関する事。
- 十二 文書の接受及び整理保存に関する事。
- 十三 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- 十四 訟務に関する事。
- 十五 事務の改善・合理化に関する事。
- 十六 大学間連携に関する事。
- 十七 所掌事務における企画、運営に関する事。
- 十八 その他他の部、課の所掌に属しない事務に関する事。

（人事課）

第18条 人事課においては、次の事務を行う。

- 一 職員の採用、退職、身分、懲戒及び服務に関する事。
- 二 職員の配置数に関する事。
- 三 職員の評価に関する事。
- 四 職員の研修計画及び実施に関する事。
- 五 職員の人事記録及び保管に関する事。
- 六 労働組合並びに労使間の交渉及び協定に関する事。
- 七 職員の給与及び退職手当に関する事。
- 八 給与等の支給及び所得税等の徴収に関する事。
- 九 共済組合に関する事。
- 十 安全管理及び衛生管理に関する事。

- 十一 職員の労働災害及び社会保険に関すること。
- 十二 職員の勤務時間に関すること。
- 十三 職員の兼業に関すること。
- 十四 栄典及び職員の表彰に関すること。
- 十五 職員の福利厚生に関すること。
- 十六 安全衛生管理室に関すること。
- 十七 ダイバーシティ推進室に関すること。
- 十八 保育所に関すること。
- 十九 技術部に関すること。
- 二十 所掌事務の企画、調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十一 その他職員の就業に関すること。

(学術情報課)

第19条 学術情報課においては、次の事務を行う。

- 一 図書館の企画・運営に関すること。
- 二 情報基盤センターの企画・運営に関すること。
- 三 ミュージアムの企画・運営に関すること。
- 四 情報セキュリティ監査に関すること。
- 五 事務情報化の推進に関すること。
- 六 予算の運営に関すること。
- 七 物品の使用に関すること。
- 八 学術情報課及び情報基盤センター職員の服務に関すること。
- 九 その他学術情報及び事務情報化に関すること。

(財務課)

第20条 財務課においては、次の事務を行う。

- 一 会計経理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 予算の企画・管理及び決算に関すること。
- 三 会計経理の検査に関すること。
- 四 会計監査人の選定に関すること。
- 五 財務に係る制度の企画及び規則に関すること。
- 六 財務課、経理課及び施設課職員の服務に関すること。
- 七 債権、債務の確認及び管理に関すること。
- 八 宿泊施設の管理及び運営に関すること。
- 九 公用車の運行管理に関すること。
- 十 その他会計経理で法人運営部の他の課の所掌に属しない事務に関すること。

(経理課)

第21条 経理課においては、次の事務を行う。

- 一 資金運用の企画及び管理に関すること。
- 二 収納に関すること。
- 三 支払に関すること。
- 四 現金等及び有価証券に関すること。
- 五 小口現金に関すること。
- 六 物品調達契約の企画及び支出に関すること。
- 七 役務契約の企画及び支出に関すること。
- 八 光熱水料に関すること。
- 九 物品（図書及び生産品を除く。）の管理に関すること。

- 十 旅費及び謝金の経理並びに制度の企画に関する事。
- 十一 その他経理に関する事。

(施設課)

第22条 施設課においては、次の事務を行う。

- 一 施設整備及び災害復旧に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 工事に関する企画及び予算案の作成に関する事。
- 三 施設の立地計画及び環境整備計画に関する事。
- 四 工事の設計に関する事。
- 五 工事費の積算に関する事。
- 六 工事の入札及び請負契約事務に関する事。
- 七 工事の監督に関する事。
- 八 工事の検査に関する事。
- 九 施設マネジメントに関する事。
- 十 建物、工作物等の維持及び保全に関する事。
- 十一 安全衛生に係る施設、設備(実験装置等は除く。)等の検査及び整備並びに施設環境保全に関する事。
- 十二 工事に係る廃棄物処理に関する事。
- 十三 環境マネジメント推進室に関する事。
- 十四 職員宿舎及び職員住宅に関する事。
- 十五 不動産に関する事。
- 十六 その他施設に関する事。

(基金室)

第23条 基金室においては、次の事務を行う。

- 一 基金に係る戦略的な企画立案に関する事。
- 二 募金活動の総括に関する事。
- 三 寄附申込の受入れ、入金照会及び礼状等の送付に関する事。
- 四 寄附申込者からの資料請求及び問い合わせへの対応に関する事。
- 五 寄附者名簿、各種データ等資料の作成及びその管理に関する事。
- 六 その他基金の運営に関する事。

(人文社会科学部事務部)

第24条 人文社会科学部事務部においては、人文社会科学部及び総合科学研究科総合文化学専攻に関し、次の事務を行う。

- 一 教授会その他の会議に関する事。
- 二 職員の服務に関する事。
- 三 安全衛生管理に関する事。
- 四 学部運営、学部将来計画等の企画及び調査に関する事。
- 五 中期計画に関する事。
- 六 教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- 七 予算の運営に関する事。
- 八 不動産の監守補助及び火災予防に関する事。
- 九 物品の使用に関する事。
- 十 外部資金の受入れに関する事。
- 十一 研究員等の受入れに関する事。
- 十二 各種行事に関する事。
- 十三 国際交流に関する事。

- 十四 学部関係事務の連絡調整に関する事。
- 十五 学部附属施設に関する事。
- 十六 その他人文社会科学部及び総合科学研究科総合文化化学専攻に関する事。

(教育学部事務部)

第25条 教育学部の事務部においては、教育学部及び教育学研究科に関し、次の事務を行う。

- 一 教授会その他の会議に関する事。
- 二 職員の服務に関する事。
- 三 安全衛生管理に関する事。
- 四 学部運営、学部将来計画等の企画及び調査に関する事。
- 五 中期計画に関する事。
- 六 教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- 七 予算の運営に関する事。
- 八 不動産の監守補助及び火災予防に関する事。
- 九 物品の使用に関する事。
- 十 外部資金の受入れに関する事。
- 十一 研究員等の受入れに関する事。
- 十二 各種行事に関する事。
- 十三 国際交流に関する事。
- 十四 学部関係事務の連絡調整に関する事。
- 十五 学部附属施設に関する事。
- 十六 その他教育学部及び教育学研究科に関する事。

(教育学部附属学校事務室)

第26条 教育学部附属学校事務室においては、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）に関し、次の事務を行う。

- 一 附属学校の事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- 二 附属学校の式典その他諸行事に関する事。
- 三 児童、生徒、幼児の修学事務に関する事。
- 四 附属学校の授業料、保育料、入学料、入園料及び検定料の収納並びに附属学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金等の経理に関する事。
- 五 附属学校の給食に関する事。
- 六 その他附属学校に関する事。

(理工学部事務部)

第27条 理工学部事務部においては、理工学部、総合科学研究科理工学専攻及び理工学研究科に関し、次の事務を行う。

- 一 教授会その他の会議に関する事。
- 二 職員の服務に関する事。
- 三 安全衛生管理に関する事。
- 四 学部運営、学部将来計画等の企画及び調査に関する事。
- 五 中期計画に関する事。
- 六 教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- 七 予算の運営に関する事。
- 八 不動産の監守補助及び火災予防に関する事。
- 九 物品の使用に関する事。
- 十 外部資金の受入れに関する事。
- 十一 研究員等の受入れに関する事。

- 十二 各種行事に関する事。
- 十三 国際交流に関する事。
- 十四 学部関係事務の連絡調整に関する事。
- 十五 学部附属施設に関する事。
- 十六 その他工学部、総合科学研究科理工学専攻及び理工学研究科に関する事。

(農学系事務部)

第28条 農学系事務部においては、農学部、獣医学部、総合科学研究科農学専攻、連合農学研究科及び獣医学研究科に関し、次の事務を行う。

- 一 教授会その他の会議に関する事。
- 二 職員の服務に関する事。
- 三 安全衛生管理に関する事。
- 四 学部運営、学部将来計画等の企画及び調査に関する事。
- 五 中期計画に関する事。
- 六 教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- 七 予算の運営に関する事。
- 八 不動産の監守補助及び火災予防に関する事。
- 九 物品の使用に関する事。
- 十 外部資金の受入れに関する事。
- 十一 研究員等の受入れに関する事。
- 十二 各種行事に関する事。
- 十三 国際交流に関する事。
- 十四 学部関係事務の連絡調整に関する事。
- 十五 学部附属施設に関する事。
- 十六 連合農学研究科に関する事。
- 十七 その他農学部、獣医学部、総合科学研究科農学専攻及び獣医学研究科に関する事。

(監査室)

第31条 監査室においては、次の事務を行う。

- 一 内部監査に関する事。
- 二 監事監査の事務補助に関する事。
- 三 会計監査人の監査に関する事。
- 四 その他監査に関する事。

(戦略企画・評価分析室)

第32条 戦略企画・評価分析室においては、次の事務を行う。

- 一 岩手大学将来構想の企画及び調査に関する事。
- 二 研究科、学部、学科及び課程等並びに教育研究推進施設等の設置及び改廃に関する事。
- 三 中期目標・中期計画に関する事。
- 四 教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- 五 大学機関別認証評価に関する事。
- 六 法人評価に関する事。
- 七 評価室及びIR推進室に関する事。
- 八 調査に関する事。
- 九 大学ポートレートに関する事。
- 十 その他経営戦略及び評価分析に関する事。

第4章 職員

(事務局長)

第33条 本学に事務局長を置く。

- 2 理事又は副学長（財務・労務担当）は、事務局長を兼務する。
- 3 事務局長は、本学の事務を統括し、及び調整する。

(部長及び次長)

第34条 第2条に規定する各部に部長を置く。

- 2 部長は、部の事務を掌理する。
- 3 法人運営部に次長を置き、法人運営部の事務のうち財務課、経理課及び施設課の事務を掌理する。

(課長及び事務長)

第35条 各課に課長を、各事務部に事務長を置く。

- 2 課長及び事務長は、課及び事務部の事務を掌理する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特命事項を掌理する課長又は事務長を置くことができる。

第36条 各室に室長を置く。

- 2 基金室長は、事務局長をもって充てる。
- 3 基金室以外の室の長は、前条第3項に定める課長、次条第3項に定める副課長又は副事務長若しくは第39条第2項に定める専門員をもって充てる。
- 4 室長は、室の事務を掌理する。

(主査、副課長及び副事務長)

第37条 グループに主査を置く。

- 2 主査は、上司の命を受け、特定又は一定範囲の分野の事務を処理するほか、グループの事務を処理する。
- 3 課、室及び事務部に副課長又は副事務長を置くことができる。
- 4 副課長及び副事務長は、当該課、室又は事務部の主査が兼務する。
- 5 副課長及び副事務長は、課長及び事務長に事故があるときは課長及び事務長の職務を代理する。

(主任及び主事)

第38条 課、室及び事務部に必要に応じて主任又は主事を置く。

- 2 主任は、上司の命を受け、課、室又は事務部の事務を処理する。
- 3 主事は、上司の命を受け、課、室又は事務部の事務に従事する。

(専門員及び専門職員)

第39条 前2条に掲げる事務職員のほか、課及び室又はグループに、必要に応じて専門職員（事務系）を置くことができる。

- 2 前項の専門職員（事務系）のうち、専門員は上司の命を受け、特に高度の専門的な業務を処理する。
- 3 第1項の専門職員（事務系）のうち、専門職員は上司の命を受け、高度の専門的な業務を処理する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月21日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第32条の規定にかかわらず、改正前の第32条第14号に掲げる岐阜大学大学院連合獣医学研究科の学生に関する事務は、当該研究科が存続する間、農学部の事務部において行う。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科が存続する間、第27条第1項の「及び理工学研究科」は「、工学研究科及び理工学研究科」と読み替えるものとする。

別表 1

部 局	課・室	グループ
学務部	学務課	教養教育・教務企画グループ
		教務情報グループ
		専門教育グループ
	地域協創教育課	地域協創教育グループ
		キャリア教育グループ
	学生支援課	総務グループ
		奨学グループ
		課外活動グループ
寮務グループ		
入試課	入試グループ	
国際課	国際連携・教育グループ	
研究・地域連携部	研究・地域連携課	総括・企画グループ
		地域連携推進グループ
	研究支援課	産学連携・知財グループ
		科研費グループ
釜石キャンパス事務室	釜石キャンパスグループ	
法人運営部	総務広報課	総務グループ
		広報グループ
	人事課	人事グループ
		職員グループ
		給与・共済グループ
	学術情報課	総務グループ
		図書館資料管理グループ
		図書館利用サービスグループ
		情報企画グループ
		情報支援グループ
	財務課	情報基盤運用グループ
		財務総括グループ
		予算・決算グループ
	経理課	経理グループ
		調達グループ
施設課	施設整備グループ	
	施設環境保全グループ	
基金室		基金グループ
人文社会科学部	人文社会科学部事務部	学部運営グループ
教育学部	教育学部事務部	学部運営グループ
	附属学校事務室	附属学校グループ
理工学部	理工学部事務部	学部運営グループ
農学部	農学系事務部	学部運営グループ
		連合大学院グループ
獣医学部		寒冷フィールドセンターグループ
監査室		監査グループ
戦略企画・評価分析室		戦略企画グループ
		評価分析グループ